

「第2次相模原市消費生活基本計画の改定（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「第2次相模原市消費生活基本計画(以下「第2次計画」という。)」は、市民の安全で安心できる消費生活を確保し、消費者の権利の確立と自立を推進することを目的として、令和2年度から令和9年度までの8年間で計画期間として策定しました。

第2次計画の策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や情報通信技術の急速な進展などの社会環境の変化により、消費者の意識や消費行動が大きく変化しており、国においては、消費生活に関する法律等が改正されたほか、令和3年6月に消費者基本計画の改定が行われました。

こうした社会環境の変化や国の動向を踏まえ、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の自立支援の更なる推進に向けて、第2次計画の改定を行い、第2次計画を補足する別冊を作成するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から9件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月22日（月）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

消費生活総合センター、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（星が丘・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		1人（9件）
内 訳	直接持参	1人（9件）
	郵送	人（件）
	ファクス	人（件）
	電子メール	人（件）

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	基本施策Ⅲ「消費者教育の推進と情報提供の充実」に関すること	3		3		
②	基本施策Ⅴ「消費者意見の反映と連携の強化」に関すること	1		1		
③	その他	5				5
合計		9		4		5

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

①	基本施策Ⅲ「消費者教育の推進と情報提供の充実」に関すること	
1	食の安全安心に向けて、市民学習の場の提供を求めます。	食に関する知識の学習の場につきましては、地域の団体や学校等において、健康食品を利用する際の注意点や食品表示の理解を促す出前講座を実施しております。引き続き、講座の周知及び充実に努め、消費者教育を推進してまいります。
2	バイオ食品、放射性含有食品、遺伝子組換え添加物、残留農薬等の市民学習の場の提供を求めます。	食に関する知識の学習の場につきましては、地域の団体や学校等において、健康食品を利用する際の注意点や食品表示の理解を促す出前講座を実施しております。引き続き、講座の周知及び充実に努め、消費者教育を推進してまいります。
3	教育に「消費者の権利」を求めます。	「消費者の権利と責任」については、地域の団体や学校等からの依頼に基づく出前講座において内容に取り入れるなど、消費者教育に努めております。引き続き、自立した消費者の育成に向け、「消費者の権利と責任」の普及啓発に努めてまいります。

②	基本施策Ⅴ「消費者意見の反映と連携の強化」に関すること		
4	生活協同組合やNPO等との連携を図ることを求めます。	生活協同組合等との連携につきましては、本市主催事業である「みんなで考えよう消費生活展」において生活協同組合にブース出展を行っていただくなど、連携した取り組みを行っております。引き続き、様々な団体との消費者啓発事業における連携を図ってまいります。	イ
③	その他		
5	自然との共生した地域環境保全を求めます。	本市環境基本計画に掲げる望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら」の実現に向け、環境保全に関する様々な施策を推進してまいります。	エ
6	農業・田・畑（緑環境）の確保を求めます。	関係法令等に従い、適切に取り組んでまいります。	エ
7	学校給食の無償化を求めます。	子育て世代への支援は、大変重要なことだと認識しておりますが、学校給食費の無償化を継続的にしていくことは、本市の財政に与える影響が大きいものと考えているため、引き続き国等の動向を注視してまいります。	エ
8	子ども・大人・高齢者食堂を作ることを求めます。	本市が取り組む事業については、社会経済情勢や市民ニーズの把握に努めるとともに、市民の皆様との対話や財政状況を考慮しながら、検討してまいります。 なお、「子ども食堂」は、地域の方々やNPOによる取組が行われており、市も取組に対して支援しています。	エ
9	公共事業・まちづくりにおける自然環境保全（創出）を求めます。	まちづくりにおける環境配慮の取組を一般化し、環境負荷を低減していく必要があることから、環境影響評価制度の適切な運用に努めるなど、環境に配慮したまちづくりの取組を推進してまいります。 また、都市公園の整備、都市緑化の推進、生物多様性の保全等、人と自然が共生するまちの実現を目指し、様々な取組を推進してまいります。	エ